令和4年度 監査報告書

令和4年11月29日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、壱岐市一般会計及び特別会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

第2 監査の種類

定期監査【 前期 】

第3 監査の対象

令和3年度・令和4年度(9月末日まで)の壱岐市一般会計及び特別会計

第4 監査の着眼点(重点項目)

- (1) 市単独の補助金・助成金について
- (2)税(延滞金含む)・使用料等の収納状況及び未収金(債権の分類状況等) について
- (3) 資金前渡(光熱水費・電話料等)の処理状況について
- (4) 歳計外現金の取扱いについて
- (5) 工事及び委託契約の締結状況について
- (6) 繰越事業の発注等進捗状況について
- (7) 庁用車の運行管理について
- (8)職員出勤簿について
- (9) 指定管理者制度導入施設について
- (10) 施設等の状況について
- (11) その他個別の事項について

第5 監査の実施内容

- 1. 監查基準日 令和4年9月30日
- 2. 実施期間 令和4年11月1日から11月11日までのうちの5日間
- 3.場 所 市役所郷ノ浦庁舎第2応接室、市役所石田庁舎応接室、 現地監査対象の学校等各施設
- 4. 従事した監査委員 吉田 泰夫、斉藤 和秀、殿川 穂
- 5. 監査の手続 対象部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務 に関する事務の執行状況、事業の管理状況が、法令等に適合し、 正確かつ効率的に執行されているか、前回までの監査等で指摘 した事項は、是正・改善されているか等に主眼をおき、関係職員からの説明又は報告を求め、関係諸帳簿及び証憑書類と照合、 確認等の手続きをとり、試査により実施した。

6. 監査の実施日及び被監査部署

実施日	被監査部署 ※【 】内は現地監査
11月1日	政策企画課、SDG s 未来課、財政課、危機管理課、 管財課、郷ノ浦支所
11月2日	観光課、保護課、会計課、 【 初山保育所 】、【 初山事務所 】、【 初山小学校 】
11月4日	総務課・選挙管理委員会事務局、情報管理課、商工振興課、 【 こどもセンター 】、【 汚泥再生処理センター 】、 【 郷ノ浦町堆肥センター 】
11月8日	市民福祉課・老人ホーム、こども家庭課、税務課
11月11日	農林課・農業機械銀行、水産課、農業委員会事務局、 石田支所、【 石田こども園 】、【 松永安左ェ門記念館・ ふるさと資料館 】、【 筒城地区公民館 】

第6 監査の結果

1. 意見

令和3年度及び令和4年度(9月末日まで)の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理が適法・適正かつ効率的に執行されているかについては、法令・条例等に違反する重大な事実は認められなかったが、一部、事務処理手続き等に不備が見受けられたので適正な事務処理の執行に努める必要がある。

なお、補助金・助成金については、補助金検討委員会の提言に基づき、各部署で見直し等の手続きがとられている。

また、延滞債権の整理については、長期のもので対応が遅れているのもが見受けられるので、状況に応じた整理に努める必要がある。

2. 指摘事項

(1) 共通事項

① 庁用車運行管理簿の運行管理者・車両管理者の検印、始業点検の点検記録未済が 見受けられるので、検印及び検査の励行に努めること。

また、令和4年7月1日付けで、壱岐市庁用車運行管理規程が改正され、運行管理簿及び定期検査表の様式変更について管財課から周知されているが、一部の部署で旧様式の使用が見受けられたので、適正に対応すること。

② 延滞債権の整理で、債務者の死亡、市外転出が見受けられるが、その時の状況に 応じた対応がされていないため長期に渡り延滞の原因となっている。債権管理班と 協議し、適時、対応していく必要がある。

(2) 部署別事項

【総務部】

《総務課·選挙管理委員会事務局》

特筆すべき事項なし

《財政課》

特筆すべき事項なし

《管財課》

旧石田学校給食センター賃借料456,120円の滞納繰越分について、毎月20,000円の分割払いの確約をしてあるので回収整理に努めること。

《危機管理課》

- ①災害資金貸付金未収金3件、786,000円の回収整理に努めること。
- ②屋外拡声局電気料資金前渡通帳の口座名義人を壱岐市石田支所市民生活班防 災出納員としているのは不適切である。

《SDGs未来課》

- ①まちづくり協議会交付金で翌年度への繰越を交付金基礎額の2分の1まで認めるようであるが、一部、100万円を超える地区もあるので、活動内容を吟味し、補助金の金額を検討することが適切であると思料される。
- ②まちづくり協議会決算書で一部、支出の部の摘要が予算の内容になっている。 また、予備費支出で備考の記載がないもの等があるので、適切な指導をする こと。

《初山事務所》

特筆すべき事項なし

【企画振興部】

《情報管理課》

特筆すべき事項なし

《政策企画課》

特筆すべき事項なし

《観光課》

特筆すべき事項なし

《商工振興課》

特筆すべき事項なし

【市民部】

《市民福祉課・老人ホーム》

- ①壱岐市連合遺族会から各地区遺族会へ国分忠魂碑清掃費が支出されているが、各地区の決算書において、雑収入として受け入れられている地区、または決算書の受け入れが明確でない地区があり、取扱いが統一されていないので適切な指導をすること。
- ②シルバー人材センターの収支決算書は、見込み分ではなく、定時総会で承認された令和3年度の最終的な決算書を提出することが適切である。
- ③ねんりんピックボウリング大会決算書の収入支出金額が誤っているので適 正な指導をすること。

《こども家庭課》

- ①保育料未収金1,677,320円、児童手当等過年度返還金未収金2,438,660円の回収整理に努めること。
- ②保育料未収金の中には、平成25年度、平成26年度発生分で3年間入金がないもの、平成27年度、平成28年度発生分で全く入金がないまま市外転出等の債権もあるので、債権管理班とも協議し対応する必要がある。

《初山保育所》

特筆すべき事項なし

《こどもセンター》

特筆すべき事項なし

《石田こども園》

特筆すべき事項なし

《保護課》

生活保護費返還金3,110,848円、徴収金18,056,849円、返納金1,764,547円の未収金回収整理に努めること。

なお、過年度分の返還金2,481,079円、徴収金17,996,84 9円、返納金1,764,547円は長期延滞となっているものもあり、債権 の保全管理を含め回収整理を図ること。

《税務課》

特筆すべき事項なし

【郷ノ浦支所】

特筆すべき事項なし

【会計課】

特筆すべき事項なし

【農林水産部】

《農林課・農業機械銀行》

①農地等災害復旧費受益者分担金未収金7件、502,467円の滞納繰越分 について、回収整理に努めること。

なお、債務者の死亡(1件)、5年以上入金がないもの(1件)が見受けられるので、債権管理班と協議し対応する必要がある。

- ②堆肥売払収入2件、190,000円の滞納繰越分について、回収整理すること。
- ③農業機械銀行使用料過年度分543,499円の回収に努めること。

《郷ノ浦町堆肥センター》

特筆すべき事項なし

《水産課》

ターミナルビル売店敷地使用料過年度分9,750円の回収に努めること。

【石田支所】

特筆すべき事項なし

【農業委員会事務局】

特筆すべき事項なし

【保健環境部】

《汚泥再生処理センター》 特筆すべき事項なし

【教育委員会】

《初山小学校》

一般備品台帳で亡失の記載はあるが処理年月日の記載漏れがあるので整備すること。

《筒城地区公民館》

特筆すべき事項なし

《松永安左ェ門記念館・ふるさと資料館》

特筆すべき事項なし